

第3回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●令和2年度大竹市一般会計
補正予算(第5号)について

Q 私立保育所等委託事業について、大竹市の待機児童の現状について伺う。また、小規模保育事業者の選定条件について問う。

A 令和2年4月時点で、国の定義する待機児童は0人である。ただし、特定の保育所を希望するなど、私的理由の待機児童は5人である。

小規模保育事業者の選定条件については、大竹市子ども・子育て会議に諮問し、市が決定する。原則的には法令や条例に則して基準を満たしていれば認可になるが、今行っている保育所の再編により、3歳未満児の保育需要を満たすことができる間は、認可をする必要はないと考えている。

Q 令和2年度は宝くじコミュニティ事業助成金(地域防災組織育成)で28着の防火服を配備すること、当初の整備計画の前倒しになるのか。
また、防火服の配備は消防団から

の要望があったのか問う。

A 防火服は令和6年度までに88着を配備する予定であるが、宝くじコミュニティ事業助成金によって、28着分の防火服を予算計上しているの、整備計画を前倒しで配備することを考えている。

また、要望ではなく、消防団の安全を配慮し優先的に配備した。



配備予定の防火服

Q 債務負担行為の補正で、小学校、中学校の学習用端末(タブレット)の借り上げに要する経費が計上されているが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、台数は確保できるのか問う。

A 児童生徒全員分と教職員分で約2千台の借り上げを予定している。厳しい見方がある中で、何とか確保できると聞いている。今年度中に予定通り整備したい。

Q 学習用端末に関して、他市町では家庭でのWiFi環境を調査して補助金を出し、オンライン授業の準備をしているが、大竹市は新型コロナウイルスの第2波に備えた計画はあるのか問う。

A 新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた計画については、広島県立学校で導入しているジースイートという無料の学習用クラウドサービスを利用して、学校と生徒1人1人をオンラインでつなげるシステムの準備を行っている。まず、家庭のWiFi環境や端末機器の状況について、調査したいと考えている。

Q 学習用端末の運用にあたって、著作権や肖像権などに留意することが重要であるが、大竹市の考えを問う。

A 教職員の研修の内容として、学習用端末の使い方などの技術面だけでなく、著作権や肖像権の問題についても取り入れていきたい。



大竹小学校で使用されているタブレット

●その他の議案 1件

採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

第3回定例会は、令和2年6月9日～23日の15日間行われました。
 詳細については、令和2年9月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市手数料条例の 一部改正について

Q 住民票を発行してもらう際に、同じ手数料でも、マイナンバー等が記載される場合と、記載されない場合がある。交付申請時における、記載事項に関する窓口対応について問う。

A 住民票には、マイナンバーを記載することはできるが、住民基本台帳法上では基本的に、住所・氏名・生年月日・性別を記載することが原則とされている。

その他の項目を記載する場合は、窓口で申請者に、必要な項目を伺い、確認したうえで、発行をしている。マイナンバーについても、申請者が必要である場合のみ記載をしている。

●大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

Q 今回の条例改正による、具体的な変更点や、大竹市における影響などについて問う。

A 一点目は、地域型保育事業所の『連携施設』に関する改正であり、その条件を緩和しようとするものである。

現在、地域型保育事業所は、その保育事業を支援する『連携施設』を確保しなければならぬとされており、その確保が全国的に課題となっている。

市町村が、地域型保育事業所の卒園児を、先行して入所受付や、入所審査する『先行利用調整』などの方法により、地域型保育事業所の卒園児への保育提供を確保できるのである。卒園後の受け入れ先の確保を不要とするものである。

これは、おもに大都市部などの地域に関わる条件緩和であり、大竹市の現状では、3歳以上の定員に余裕があるため、影響は少ないと考えている。

二点目は、居宅訪問型保育事業に関する改正である。

この事業の利用には、3歳未満の保育を必要とする乳幼児であり、障害・疾病の程度が重いため、集団保育が著しく困難である場合など、要件が定められている。これに、保護

者が疾病や障害などにより子どもを養育することが難しい場合も利用できるよう、要件を加えるものである。

●市道路線の認定について

Q 本件の路線を市道認定することになった経緯・延長・幅員及び、市道路線として認定することのメリットについて問う。

A 当該路線は平成30年度から広島県で行った治山事業において、仮設の工事用道路として拡幅され、使用されていたものであり、工事完了後は元に戻す予定であった。

しかし、地元の市民から、そのまま道路を残してほしいとの要望があり、経過地である廿日市市と協議を行い、大竹市が維持管理する市道路線として、認定しようとするものである。

また、道路の延長は54メートル、幅員は3メートルである。

メリットとしては、地方交付税の算定に用いる、基礎数値に算入されることや、自然災害などで被災した場合、復旧事業費に対して、国庫負担金の交付対象となる点である。



市道 松ヶ原6号線

●その他の議案 1件

採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果
 原案のとおり可決